

## 第30回サービスタテジ・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成24年12月13日（木）13:00～15:15
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
  - （部会長） 廣松毅
  - （委員） 北村行伸、西郷浩、中村洋一
  - （専門委員） 中野豊、牧野治世子
  - （審議協力者） 財務省、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都
  - （調査実施者） 国土交通省土地・建設産業局：平岩土地市場課長ほか
  - （事務局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官  
総務省政策統括官付統計審査官室：坂井国際統計企画官ほか
- 4 議題 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について
- 5 主な結論

- 部会審議の4回目として、集計表に関して、前部会で紹介した（株）ニッセイ基礎研究所の竹内主任研究員から、民間ユーザーサイドからの集計事項の追加要望がなされたことに対して、国土交通省から、集計事項の追加を行う予定である旨の説明が行われた。
- 事務局から、前部会の審議結果等を踏まえた答申案（未定稿）の修正点について説明があり、審議を行った結果、概ね了解された。また、部会長から、本件答申に関連して、統計委員会で発言を予定している部会長作成の「発言メモ」（「行政記録情報の活用について」、「中間年におけるフロー調査について」及び「報告者負担の軽減について」の3点）について、部会長からその趣旨等を含めて説明が行われ、概ね了解された。

## 6 主な審議結果

### （1）集計事項の追加について

- ・「貸付け目的で所有している部分の延床面積」について、建物1棟ごとの貸付面積を出すことは可能か。
- ・建物の主な利用現況（11区分）と建物の利用現況（16区分）における「その他の建物」と「その他」との違いは何か。
- ・今回の修正は、会社法人や地方公共団体における調査結果の利活用の促進等に資するのみならず、報告者に対する負担軽減にも資すると考えられることから適当と判断していいのではないか。

### （2）答申案

ア 「1（2）イ 調査事項の変更（オ）変更事項5」について

- ・「パネルデータの作成及びそれに基づく分析が期待される」と前部の部会で口頭で修

正された前の「データの正確性の確保が期待される」とでは意味合いにどのような違いがあると理解すべきか。

- ・名簿が統一されることにより、パネルデータの作成等が期待されるという判断は妥当である。
- ・統計作成者にとって優先される目的は、前回案にある「データの正確性を確保する」ことであり、その記述は残すことが適当である。
- ・「パネルデータの作成」の前に、「データの正確性の確保とともに、」という文言を追加記載することとしたい。

#### イ 「2(2) 行政記録情報の活用」について

- ・調査実施者として、将来、総務省が運用するビジネスレジスターに固定資産税の課税台帳データが掲載されることを熱望するが、現実問題として運用する総務省側にとって、これが答申案に記載されると負担にならないか懸念している。
- ・ビジネスレジスターのことを記載するのであれば、「3 今後の課題」についても、そのことを記載したほうがいいのではないか。
- ・ビジネスレジスター等の行政記録情報活用について「今後の課題」として記載すると、次回諮問時までの対応が必要となり、縛りが強くなりすぎるので、このままの記載でいいのではないか。
- ・答申の記述内容は、国土交通省としての検討結果という位置付けであり、また、ビジネスレジスターの整備推進の観点から、あらゆる機会を捕まえて要請することが必要との考えから原案とさせていただいている。
- ・不動産のインデックスが不足しており、将来的に、さらにビジネスレジスターによる行政記録情報の活用ができればいいと思うので、この文言は残しておいてほしい。

#### ウ 「3 今後の課題(2)「駅ナカ」の把握」について

- ・調査実施者において引き続き検討するという内容だが、前回部会時に議論したとおりの状況であり、引き続き課題としなくてもいいと思う。
- ・把握対象については、「駅ナカ」以外にも鉄道の「高架下」や高速道路のサービスエリアなどもあり、また、諸外国ではインフラ施設が投資の対象となっていることから、将来的な課題としては残っていくものと思う。
- ・部会としては、「「駅ナカ」の把握」の記載は答申案から落とすこととする。

#### エ 「3 今後の課題(3) パネルデータの作成」について

- ・パネルデータの作成について、今回名簿が整備されることから、今後、パネルデータの作成等を検討するという課題を記載することはいいと思う。
- ・中間年のフロー調査の扱いについて、部会長メモで触れられてはいるが、答申上、5年後にあらためて審議されることから、今後の課題に何らかの形で残す方がいいのではないか。
- ・私も今回、今後の課題に入れられるなら、入れたほうがよいと思うが、今回は25年調査が諮問事項であり、中間年のフロー調査は審議の対象としていないという事情

もあり、どうなのだろうか。

- ・統計法上は、審議事項としては対象外であることから、今回の部会長の御判断どおり、部会長発言メモとして部会長にご発言していただくことが適当ではないか。
- ・次回の検討時までには考えてもらえるのならば、今回の答申案に記載することには拘らなくてもいい。

### (3) 部会長発言メモ

- ・部会長発言メモは統計委員会の議事録には載ることとなるが、答申のような拘束力は有しない。今回、過去に例がない三つの部会長メモを作成する狙いは、統計委員会に対して問題提起をすることで、各事項について更なる進展が期待しようと考えたからである。

#### ア 行政記録情報の活用について

- ・北欧等では統計利用を視野に、行政情報がかなり統一された形で整理されており、そのため統計への使用も容易であるが、日本の各調査で使用する行政記録情報はばらばらであるので、今回の審議を踏まえ、部会長メモの形で問題提起しておくことはよいと思う。
- ・部会長発言メモの内容は、かなり踏み込んだものとなっている。原案では、逆に部会長メモに記載の条件を満たしていれば、活用しないでも問題ないと受け取られないかを心配している。
- ・基本計画に記載されている行政記録情報の活用については、現在具体化がなかなか進展しておらず、理念倒れになる懸念があるため、さらに一歩進めたいとの思いで作成したものである。

#### イ 中間年におけるフロー調査について

- ・中間年のフロー調査の扱いについては、今回のストック事項とフロー事項を統合して実施する調査と一緒に考えないといけない問題であり、中間年についても、もう少し責任をもって対応する必要があるのではないかと考えるが、どうすればいいか結論は難しい。
- ・国土交通省において調査技術上の問題等色々と検討すべき点があり、積極的に検討した上で提案してほしいと思う。平成26年以降は、改めて一般統計調査か基幹統計調査とするかも含めて、新たな位置付けとなると考える。
- ・諮問事項ではないことから結論付けていないが、原案では何ら方向性がなく、今後どのような取扱いになるか不安に感じた。もう少し、調整の方向性がみえる記載にできないか。
- ・フロー調査単独の扱いについて触れないのは、おかしい感じがする。どこかで議論しておく必要はある。今回フロー調査について結論が難しいのは、その前段階として、報告者負担に見合う調査となっているかの検証、土地・建物を合わせた統計体系の整備について整理が必要との考えからか。
- ・今回、土地統計の体系的整備という観点から、土地・建物のストックとフローの調

査が統合されることは大きな前進と考える。それと中間年のフロー調査との関係をどう考えるかだと思うが、土地・建物の全体像も合わせて考えるべきであると考えており、その中で中間年の取扱いについて総務省政策統括官と国土交通省間でポジティブに考えてほしいと思っている。今回の審議でいただいた意見を踏まえ、私の責任で少し修正し、最終稿を作りたいと思う。

#### ウ 報告者負担の軽減について

- ・使用する名簿の統一化によって、フローとストックの回答がどうなるかについての検証、また、中間年のフロー調査のサンプルサイズの減少等について、平成 25 年の調査結果の精度を踏まえて報告者負担を検討することを記載してはどうか。
- ・調査結果を検証することは大前提であるので、あえてメモとしては記載していない。

### (4) その他

#### ア 土地・建物統計体系の整備について

- ・統計委員会において樋口委員長から提起された「法人土地・建物基本調査（国土交通省）」と「住宅・土地統計調査（総務省）」等による土地・建物統計全体の整備については、「住宅・土地統計調査（総務省）」の答申が出された段階で、次期基本計画を視野に入れて問題提起することについて、人口・社会統計部会長と相談したい。

#### イ 答申の時期について

- ・本日で部会が終了したので、予定を早めて、平成 24 年 12 月 21 日（金）の統計委員会において答申案を諮ることとしたい。

## 7 その他

### ○ 調査の変更に係る地方公共団体の法廷受託事務について

- ・法人土地・建物基本調査に係る事務が法廷受託事務であることは今回答申の前提であることから、自治部局との調整状況を国土交通省から説明してもらいたい。
- ・総務省自治行政局と話をしているが、土地及び建物調査とすることで都道府県事務が増えることになるのではないかとの懸念を持たれている。これについては、調査が新たに増えたり、都道府県が担当する客体数が増えるわけではないこと、建物を調査事項として追加するが、一つの調査票の中で一体的に行うため、事務の位置づけを土地と建物で切り分けることは困難であること等について理解を得られるよう調整を行っているところである。
- ・調査実施者には苦勞をかけるが、この件は調査を実施する大前提であり、引きつぎ自治部局との調整に努力してもらいたい。

## 8 今後について

予定していた部会はすべて終了したことから、平成 24 年 12 月 21 日（金）の統計委員会において答申案を諮る予定。